

令和元年6月11日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03184

研究課題名（和文）米国厳罰政策の転換がわが国の少年司法に及ぼす影響に関する研究

研究課題名（英文）Research on the impact of changes in US severe punishment policy on juvenile justice in Japan

研究代表者

山口 直也（YAMAGUCHI, NAOYA）

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号：20298392

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：近年の脳科学、神経科学の知見から、人間の脳は、25歳ぐらいまでは器質的にも機能的にも未成熟であるということが明らかにされている。このことから、米国連邦最高裁は、少年に対する死刑、終身刑を廃止し、いわゆる厳罰主義から離脱する傾向が強まっている。少年の可塑性に立脚した保護主義・教育主義が見直されているのである。人間の脳の発達の過程は人類に共通であり、米国の経験は、わが国の少年司法においても十分に参考に値する。

本研究では、米国少年司法を分析したうえで、少年法対象年齢を引き下げて若年者に対する刑罰を拡大する傾向にあるわが国の少年司法制度改革について、脳科学、神経科学の観点から分析した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究においては、脳科学・神経科学の知見を背景に少年犯罪者に対する厳罰を回避するとともに、少年法適用年齢を引き上げるなど教育主義への回帰を強める米国少年司法の現状を分析した。そのうえで、人類に共通である若年者の脳の未成熟性の生物学的特徴を脳科学・神経科学の観点から分析するとともに、そのことが、少年犯罪者の帰責可能性、適正手続保障に与える影響について検討した。結論として、少年犯罪の対策において刑罰を重視することはかえって少年の立ち直りを阻害し、ひいては社会にとっても有益ではないことから、少年法適用年齢の引き下げを含む、わが国の厳罰的対応は少年犯罪対策の現代的潮流から外れていることを主張した。

研究成果の概要（英文）：Recent findings in brain sciences and neuroscience reveal that the human brain is immature, both organically and functionally, up to the age of about 25. Because of this, the US Supreme Court has a tendency to abolish the death penalty and life imprisonment for boys, and to withdraw from so-called punitive principles. Protectionism and education based on boy's plasticity are being reviewed. The process is common to human beings in human brain development, and the experience of the United States deserves adequate reference in the juvenile justice of our country.

In this study, we analyzed the juvenile justice system of the United States and analyzed the juvenile justice system reform in Japan, which tends to reduce the age of juvenile law and increase punishment for young people, from the viewpoint of brain science and neuroscience.

研究分野：刑事法

キーワード：脳科学 神経科学 認知心理学 少年司法 厳罰主義 ローパー判決 グラム判決 ミラー判決

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

わが国においては、2000年の少年法(以下、法とする)改正(2001年施行)によって、それまで16歳以上でなければ刑事裁判所に移送することが許されなかった犯罪少年について、犯行時14歳以上の少年についても、一定の要件を充たせば裁判官の裁量によって刑事裁判所に移送することができるようになったこと(法20条1項・裁量逆送)および犯行時16歳以上の故意致死事件を行った犯罪少年については裁判官の裁量を容れずに原則的に刑事裁判所に移送することができるようになったこと(法20条2項・原則逆送)は周知である。そして、これによって、刑事裁判所に移送され、裁判員裁判を含む刑事裁判に付される少年刑事事件数が増加していることもよく知られている。また、加えて、研究開始当初の2013年時点では、第4次の少年法改正の議論が行われて、刑事裁判で有罪判決を受けた少年被告人に科される相対的不定期刑の幅を現行の短期5年以上長期10年以下から、短期10年以上長期15年以下に引き上げようとしていた(法52条1項)(なお本改正法は2014年に成立した)。これらの少年法改正法は、米国少年司法を母法として発展してきた国親思想に支えられた少年法の保護主義の根幹を揺るがす、いわゆる厳罰主義の現れであると評することができる。

一方で、わが国の少年法の母法である米国少年法においては、1990年代以降の厳罰主義の流れに一定の歯止めをかけているように思われる、一連の連邦最高裁判決が出されて、少年犯罪に対する社会の対応が変容しつつあるように見受けられる。

### 2. 研究の目的

そこで本研究では、まず、厳罰政策を推進して全世界の少年司法制度に少なからぬ影響を与えてきた米国の少年司法制度が、2010年以降、当該政策からの方向転換を図り、刑事裁判所に移送されていた少年犯罪者を少年司法手続の中で扱おうとしている現状を分析し、その理由を明らかにすることとした。そのうえで、2000年以降現在まで、厳罰政策をとり続けているわが国の少年司法制度の現状を踏まえて、米国による厳罰政策からの転換の理由がわが国においても当てはまるか否かを分析し、わが国の少年司法の将来を展望するものである。

### 3. 研究の方法

研究手法としては、米国における少年司法制度及びその実務運用を検討するために、厳罰化が特に進行しているとされる米国カリフォルニア州及びフロリダ州を中心に、大学研究所、少年裁判所、少年矯正施設、成人矯正施設、検察官事務所、プロバーション事務所等を訪問することでその実務についてインタビュー調査を行うとともに第一次資料を収集・分析するとともに、米国少年司法に関する第二次資料としての学術論文を渉猟・検討する。特に、米国少年司法の厳罰化の見直しの契機となった一連の連邦最高裁判決に影響を与えた脳科学・神経科学の最新の知見を理解・分析するために、米国メディカルスクールを訪問して、当該分野についてのインタビュー調査を行うものである。

### 4. 研究成果

各年度毎の研究成果は以下のとおりである。

#### (1)平成27年度の研究概要

平成27年度(1年目)は、特に子ども(少年)の脳の発達に関する脳科学・神経科学の最新の知見を分析して、当該知見が米国少年司法の運営に与えた影響についての基礎的研究を行った。

具体的には、人間の脳は典型的におよそ25歳までは発達を続けることが分かり、少年の脳は器質的にも機能的にも未成熟で、脳から分泌される神経物質が成人に比べてアンバランスであることがわかった。

前者については、脳細胞が集中する前頭前野の灰白質(grey matters)におけるブルーニング(pruning)が終わっておらず、25歳程度まで継続しており、そのことが、危険の評価、衝動・感情の規制、計画化、意思決定といった、人間が確実かつ任意に行動をコントロールする能力、いわゆる認知統制機能が未だ完全ではないことの原因であることが明らかになった。また同様に、大脳の白質(white matters)に集中する脳神経繊維、すなわち脳の細胞体からの命令を伝達する部分が完成されておらず、そのことが、認知統制機能に関わる前頭前野の細胞体からの命令が不完全な形でしか実現しないことの原因であることも明らかになった。

一方、後者については、少年の脳は、報酬に向けて異常に駆り立てられたシステムを構築する一方で、危険及び害悪を限定的にしか排除できないシステムを構築しており、これらは、前頭前野の器質的未発達に基づく、認知統制システムの脆弱性に由来していることが明らかになった。これによって、少年の脳は、報酬に向けて異常に駆り立てられたシステムを構築する一方で、危険及び害悪を限定的にしか排除できないシステムを構築していることがわかった。

そのうえで当該年度は、脳科学・神経科学に関するこれらの知見が米国連邦最高裁で肯定され、同裁判所が少年に対する死刑及び仮釈放なし終身刑を残酷かつ異常な刑罰にあたって憲法違反であるとしたローパー判決及びグラハム判決の内容の分析についても着手した。

なお、米国カリフォルニア州ロサンゼルス郡において少年裁判所、検察官事務所、プロバーション事務所、少年矯正施設、UCLA等を訪問して、実地調査を行った。

#### (2)平成28年度の研究概要

平成 28 年度（2 年目）は、本研究開始後にわが国において本格化した「子ども」の法定年齢引き上げに関する研究である、子どもの法定年齢に関する比較法研究、および少年司法の厳罰化に関する比較法研究である、少年司法制度の比較法研究の 2 つについて重点的に研究を行った。

は、現在、わが国において進行中である「未成年者の法定年齢の引き下げ」の議論にかかわる研究である。本研究においては、少年法の適用年齢（刑事裁判所移送年齢を含む）にとどまらず、公法（選挙権年齢、被選挙権年齢、飲酒・喫煙許可年齢等）、民事法（契約年齢、医療同意年齢、親権対象年齢、婚姻許可年齢等）の領域も併せた総合的な法定年齢研究であり、当該領域の研究者との共同研究も行った。その成果については、山口直也編著『子どもの法定年齢の比較法研究』として出版（2017 年 2 月）した。山口自身は該書において「米国における少年法適用年齢及び刑事裁判所移送年齢の意義」を執筆し、脳科学の進展により、米国における少年法定期用年齢がむしろ引き上げの方向にあることを明らかにした。

は日米英加豪独仏瑞韓 9 カ国の少年法制について、それぞれの国の少年法研究専門家とともに共同で研究を行ったものである。

本研究においては、各国の少年法の歴史・理念、少年法の担い手、少年の権利保障（適正手続保障）、被害者の関与等について分析を行い、その成果を、山口直也編著『新時代の比較少年法』として出版（2017 年 3 月）した。山口自身は該書において「米国少年司法の史的展開と現代的意義」を執筆し、米国少年法性の誕生から、少年法制の草創・展開期、厳罰主義期への変遷、そして、近年の脳科学の進歩を背景とした脱・厳罰主義期へ推移を明らかにした。

#### (3)平成 29 年度の研究概要

平成 29 年度（3 年目）は、わが国における厳罰化現象が如実に現れる少年刑事裁判における少年法 55 条移送判断のあり方に関する研究、及び米国における少年の未成熟性の見直しの契機となった脳科学と少年司法に関する学際的研究を行った。

は、少年法 20 条（55 条）の「刑事（保護）処分相当性」の意義を少年審判の対象である「要保護性」の観点から検討し、併せて、少年法 55 条の保護処分相当性の意義を検察官が関与する「刑事」手続の観点から検討したものである。結論として、少年法 20 条 1 項の刑事処分相当性判断と同 2 項の刑事処分「不」相当性判断は同じ要保護性判断であり、同条の刑事処分（不）相当性判断と法 55 条の保護処分相当性も同じ要保護性判断に他ならないということ、家庭裁判所及び刑事裁判所で審判の対象となる要保護性の内容のうち、累非行性及び矯正可能性は少年の性格等の主観的要素を中心とした将来予測の判断であり、保護相当性は罪質等の客観的要素を中心とした犯行時の定点判断であるということを明らかにし、学会誌である『刑法雑誌』56 巻 3 号（2017 年 6 月）に公表した。

は、脳科学・神経科学の新たな知見がもたらした「子ども（＝少年）の再発見」について米国連邦最高裁判決の射程を踏まえて、脳科学、社会学、刑事法学、刑事裁判実務の観点から学際的に共同研究を行ったものである。結論として、少年に対する刑の減輕、刑罰回避の拡大、少年保護年齢の拡張など、既存の厳罰化の方向から少年保護の方向に舵を切り直した米国少年司法の実務は、少年法適用年齢を引き下げるとともに厳罰化の傾向を強めるわが国の少年司法に与える影響は小さくないことを明らかにした。これらの成果については、学会誌である『犯罪社会学研究』42 号（2017 年 10 月）に公表した。

#### (4)平成 30 年度の研究概要

最終年度である平成 30 年度については、脳科学・神経科学の知見を援用した一連の米国連邦最高裁判決によって脱厳罰化傾向を示している米国少年司法の現状を踏まえたうえで、そのことがわが国の少年司法に及ぼす影響に関する総括的な検討を行った。その成果としては、脳科学者、元裁判官他とともに、判例時報誌 2395 号以下に「少年法適用年齢の引き下げについて - 脳科学の視点から - 」と題して研究論文を連載中である（山口直也「脳科学・神経科学の進展と少年司法の変容 - 米国連邦最高裁判決から何を学ぶべきか - 」2397 号 117 頁-121 頁等）。また、脳科学者、心理学者、社会学者、刑事法学者、裁判実務家とともに、共同研究を行った成果を一冊の研究書にまとめて公表予定である（山口直也編『脳科学と少年司法』（現代人文社・2019 年 6 月刊行予定（脱稿済）））。

加えて、本最終年度は、わが国における少年法適用年齢引き下げ及び刑事政策的措置に関する法制審議会少年法・刑事法部会の議論が本格化して、少年法適用年齢を引き下げた場合の年長少年に対する新たな処遇に関する具体的提案がなされていることから、少年法適用年齢を引き下げに伴って創設が予定されている「若年者に対する新たな処分」、及び自由刑の一本化に伴って導入されることが予定されている若年受刑者処遇原則について検討した。前者については、「若年者事件における検察官の権限とその限界 - 『若年者に対する新たな処分』の検討を中心として - 」（『新倉古稀論文集』（現代人文社・2019 年 9 月刊行予定（脱稿済）））を執筆し、後者については、比較法学会第 81 回学術総会で『自由刑の比較法研究』としてミニシンポジウムを企画して共同研究を行った（山口直也「自由刑の本質と作業・指導の義務化」「日本の自由刑」『比較法研究』80 号・2019 年 1 月・240 頁-242 頁、270 頁-278 頁）。

## 5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 13 件）

山口直也、少年の刑事裁判 - 11 歳の少年被告人に対する公開の刑事裁判が公正な裁判を受

ける権利を侵害するとされた事例（V 対イギリス事件） -、戸波江二・北村泰三・建石真公子・小畑郁・江島晶子篇『ヨーロッパ人権裁判所の判例』所収（信山社）、2019年、255頁 - 260頁、査読あり

Naoya Yamaguchi, Juvenile Justice System in Japan, International Center for Comparative Law and Politics Publications, 14, 2019, 212-224、査読あり

山口直也、日本の自由刑、『比較法研究』80号、2019年、270頁 - 277頁、査読なし

山口直也、序論 - 自由刑の本質と作業・指導の義務化、『比較法研究』80号、2019年、240頁 - 242頁、査読なし

山口直也、脳科学・神経科学の進歩と米国少年司法の変容、そしてわが国への影響、『犯罪社会学研究』42号、2017年、4頁-10頁、査読なし

山口直也、脳科学・神経科学と適正手続保障 - 米国連邦最高裁 J.D.B. v. North Carolina 判決の検討を中心に -、『犯罪社会学研究』42号、2017年、50頁-64頁、査読なし

山口直也、少年刑事裁判における少年法 55 条移送判断のあり方、『刑法雑誌』56 巻 3 号、2017 年、401 頁-412 頁、査読なし

山口直也、少年法の適用年齢、『刑法雑誌』56 巻 3 号、2017 年、489 頁-493 頁、査読なし

山口直也、少年法適用年齢引き下げに関する議論の在り方、『犯罪と刑罰』26 号、2017 年、125 頁-142 頁、査読なし

山口直也、少年法適用年齢、刑事裁判所移送年齢 - - 米国法を中心に、『比較法研究』78 号、2017 年、181 頁-189 頁、査読なし

山口直也、企画趣旨 - ミニ・シンポジウム「子どもの法定年齢に関する比較法研究」、『比較法研究』78 号、2017 年、146 頁-149 頁、査読なし

山口直也、少年司法の観点から見た協議・合意制度の課題 米国少年司法手続における司法取引を参考にして -、井田他編『浅田和茂先生古稀祝賀論文集[下巻]』（成文堂）、2016 年、191 頁-208 頁、査読あり

山口直也、脳科学・神経科学の進歩が少年司法に及ぼす影響-米国における最近の動向を中心に-、『自由と正義』66 巻 10 号、2015 年、30 頁-37 頁、査読なし

#### 〔学会発表〕(計 8 件)

山口直也、犯罪者処遇はどう変わるのか、第 45 回日本犯罪社会学会全体シンポジウム、2018 年

山口直也、日本の自由刑、比較法学会第 81 回学術総会・ミニシンポジウム F「自由刑の比較法研究」、2018 年

山口直也、民法上の親権と少年法上の少年保護の関係、第 44 回日本犯罪社会学会・テーマセッション「少年法適用年齢と若年者処遇の在り方、2017 年

山口直也、「脳科学・神経科学の進歩が少年司法手続に与える影響 - 米国連邦最高裁 J.D.B. v. North Carolina(2011)判決の検討を中心に -」、第 43 回日本犯罪社会学会・テーマセッション「脳科学と少年司法」、2016 年

山口直也、少年法から見た少年事件と子ども - 『非行臨床』のあり方の検討 -、法と心理学学会第 17 回大会・公開シンポジウム「子どもをめぐる法と心理臨床」、2016 年

山口直也、少年法適用年齢、刑事裁判所移送年齢 - 米国法を中心に -、比較法学会第 79 回学術総会・ミニシンポジウム B「子どもの法定年齢に関する比較法研究」、2016 年

山口直也、少年法の適用年齢、日本刑法学会第 94 回大会、2016 年

山口直也、少年刑事裁判における少年法 55 条移送判断のあり方 - 少年法 20 条との関係の再検討 -、日本刑法学会第 94 回大会・分科会「少年刑事事件の現状と課題」、2016 年

#### 〔図書〕(計 2 件)

山口直也編著、成文堂、新時代の比較少年法、2017 年 3 月、263 頁

山口直也編著、成文堂、子どもの法定年齢の比較法研究、2017 年 2 月、388 頁

#### 〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

(1)研究分担者  
研究分担者氏名：  
ローマ字氏名：  
所属研究機関名：  
部局名：  
職名：  
研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者  
研究協力者氏名：  
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。